

～札幌市内及び札幌近郊の方へ～
職場の労働問題でお困りの方への
労働相談・紛争解決機関等のご紹介

～まずは相談したい方～

日本司法支援センター
札幌地方事務所
(法テラス札幌)
(P2)

北海道労働局
(P2～3)

北海道
(P3)

北海道
社会保険労務士会
(P3)

札幌弁護士会
(P3)

札幌司法書士会
(P4)

～紛争解決制度を利用したい方～

北海道労働局
(P5～6)

北海道労働委員会
(P6)

北海道
社会保険労務士会
(P7)

札幌弁護士会
(P7)

札幌司法書士会
(P7)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

札幌地方裁判所
(P8)

札幌地方裁判所
管内の各簡易裁判所
(P8)

札幌市内及び札幌近郊の主な労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関等の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

まずは相談したいという方へ

～どこに相談したらよいかわからないという方は～

★ 日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）

法テラスでは、利用者からの問い合わせに応じて法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのかが分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。

【相談無料、P 9 参照】

また、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行っていますので、詳しくは直接お問い合わせください。

～具体的に相談したいという方は～

★ 北海道労働局

◆ 総合労働相談コーナー

解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、職場における障がい者虐待など、労働問題に関するあらゆる分野についての情報提供、相談を受け付けております。【相談無料・電話及び面談による相談、P 9～10 参照】

◆ 雇用環境・均等部 指導課

職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。

【相談無料・電話及び面談による相談、P 10 参照】

★ 北海道労働局

◆ 職業安定部 職業対策課、各ハローワーク

障害者雇用促進法に基づく雇用の分野における障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供に関する相談を受け付けております。

【相談無料・電話及び面談による相談、P10～11参照】

★ 北海道

◆ 労働相談ホットライン

労働契約などにまつわるトラブルや賃金など、労働に関する様々な問題について相談を受け付けています。相談は労働問題の専門家である社会保険労務士が担当しています。

フリーダイヤルでつながります。携帯電話からもOKです。

【相談無料・電話相談のみ、P11参照】

★ 北海道社会保険労務士会

◆ 総合労働相談所

賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する労働者・経営者からの疑問に、労働問題の専門家であり身近なパートナーである社会保険労務士がお答えします。

希望者へは「あっせん」の申立書作成支援を行ったり、あっせんを行う「社労士会労働紛争解決センター北海道」へ引き継ぐなど、きめ細やかな対応が特徴です。

【相談無料・電話及び面談による相談、P12参照】

★ 札幌弁護士会

◆ 法律相談センター

解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。【相談無料・面談相談のみ・要予約、P13参照】

★ 札幌司法書士会

◆ 法律相談センター

給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金問題、敷金返還トラブル、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、成年後見制度、クーリングオフをはじめとする消費者トラブルなどについて、司法書士が相談をお受けします。

【相談無料・電話及び面談による相談（面談の場合は要予約）、P 15～16参照】

紛争解決制度を利用したいという方は

★ 北海道労働局

◆ 総合労働相談コーナー

➢ 北海道労働局長による助言・指導

民事上の個別労働紛争について北海道労働局長が紛争当事者に対し、その問題点を指摘して解決の方向を示すことにより、紛争当事者による自主的な解決を促進する制度です。

【費用無料、P 9～10参照】

➢ 北海道紛争調整委員会によるあっせん

民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長から委任を受けた北海道紛争調整委員会（弁護士、大学教授、特定社会保険労務士の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。長い時間と費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。

【費用無料、P 9～10参照】

◆ 雇用環境・均等部 指導課

➢ 北海道労働局長による紛争解決の援助

職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長が当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。【費用無料、P 10参照】

➢ 調停

職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、北海道労働局長から委任を受けた北海道紛争調整委員会（弁護士、大学教授、特定社会保険労務士の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは打ち切り終了となります。紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。【費用無料、P 10参照】

★ 北海道労働局

◆ 職業安定部 職業対策課

➤ 北海道労働局長による紛争解決の援助

障害者である労働者と事業主との間でおこった差別禁止及び合理的配慮の提供に関するトラブルについて、客観的な立場から、当事者双方の意見を伺い、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することによって、解決を援助する制度です。【費用無料、P 10～11参照】

➤ 調停

障害者である労働者と事業主との間の紛争について、北海道労働局長から委任を受けた北海道紛争調整委員会（弁護士、大学教授、特定社会保険労務士の委員で構成）から選任された調停委員が、当事者である障害者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは打ち切り終了となります。紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。【費用無料、P 10～11参照】

★ 北海道労働委員会

◆ 北海道労働委員会 事務局調整課（個別対策グループ）

➤ 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じた労働条件等をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて問題点を整理し、助言等を行って、当事者双方の歩み寄りによる解決のお手伝いをいたします。

あっせん員による懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。

なお、相手方が「あっせん」への不参加を表明した場合、解決の見込みが図れない場合、同手続きは終了となります。【費用無料、P 12参照】

※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働紛争については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁、不当労働行為救済の制度を利用することになります。

★ 北海道社会保険労務士会

◆ 社労士会労働紛争解決センター北海道

➤ あっせん

労働問題の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、職場のトラブルの当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって解決を図ります。

賃金不払い・パワハラ・解雇などあらゆる労働問題に利用できます。

気軽に利用でき、迅速かつ円満に解決できる制度です。

総合労働相談所と連携しているため、相談からあっせん申請までスムーズにサポートできることが大きな特徴です。

【費用無料、P 1 2 参照】

★ 札幌弁護士会

◆ 紛争解決センター

➤ 裁判外紛争解決手続（ADR）

平成 26 年 4 月 1 日より、一般 ADR とは別に、労働事件専門の労働 ADR を設置しています。

労働 ADR は、解雇、賃金・残業代未払等の労働問題のトラブルにつき、原則として、弁護士 2 名が調停人となって、話し合いにより、紛争解決を図る制度です。

労働 ADR は、労働事件に関し、労働事件に精通している弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。

【費用有料、P 1 3 ~ 1 4 参照】

★ 札幌司法書士会

◆ ADRセンター

➤ 裁判外紛争解決手続（ADR）

紛争の目的の価格が 1 4 0 万円以下の民事に関する紛争について紛争解決手続（相談や調停）を行っています。

司法書士が公正中立な第三者として間に入り、当事者の自主性を尊重しながら柔軟な和解解決を図る手続です。

【P 1 5 ~ 1 6 参照】

裁判手続きを利用したいという方は

★ 札幌地方裁判所

★ 札幌地方裁判所管轄の各簡易裁判所

【各手続の概要】

➤ 民事調停手続（簡易裁判所）

調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。

➤ 少額訴訟手続（簡易裁判所）

原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。

➤ 労働審判手続（地方裁判所）

労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

➤ 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所）

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。

※上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

※上記手続きのいずれについても申立手数料等が必要となります。詳細は直接ご確認ください。

【P17～18参照】

<主要連絡先一覧(札幌市内及び近郊圏)>

日本司法支援センター 札幌地方事務所（法テラス札幌）

サポートダイヤル（全国共通） （電話）0570-078374

※平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00、日曜日・祝祭日・年末年始は休業

ホームページアドレス：<http://www.houterasu.or.jp>

名称	電話番号	所在地	業務時間
日本司法支援センター 札幌地方事務所 (法テラス札幌)	0503383-5555	札幌市中央区南1条 西11-1 コンチネンタルビル 8F	9:00~17:00

※ 情報提供は、電話又は来所のいずれでも対応しています。

※ 情報提供及び無料法律相談の予約受付は平日のみとなっています。

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

北海道労働局

【総合労働相談コーナー】

名称	電話番号	所在地	対応時間
北海道労働局 総合労働相談コーナー	011-707-2700	札幌市北区北8条西2丁目 1番1号 札幌第1合同庁舎9階	9:00 ~17:00
札幌中央総合労働相談 コーナー	011-737-1195	札幌市北区北8条西2丁目 1番1号 札幌第1合同庁舎7階	9:30 ~17:00

名称	電話番号	所在地	対応時間
札幌東総合労働相談 コーナー	011-894-2821	札幌市厚別区厚別中央2条 1丁目2番5号	9:00 ~17:00
小樽総合労働相談 コーナー	0134-33-7651	小樽市港町5番2号 小樽港湾合同庁舎	9:00 ~16:30
岩見沢総合労働相談 コーナー	0126-22-4490	岩見沢市5条 東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	9:00 ~16:30
室蘭総合労働相談 コーナー	0143-23-6131	室蘭市入江町1番13 室蘭地方合同庁舎	9:00 ~16:30
苫小牧総合労働相談 コーナー	0144-33-7396	苫小牧市港町 1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎	9:00 ~16:30
浦河総合労働相談 コーナー	0146-22-2113	浦河郡浦河町堺町 西1丁目3番31号	9:00 ~16:30

※ 相談は電話又は来所のいずれでも対応しています（予約不要）。

※ 相談受付は平日のみとなっています（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）。

※ 総合労働相談員が不在の場合もありますので電話であらかじめご確認願います。

【雇用環境・均等部 指導課】

名称	電話番号	所在地	対応時間
指導課	011-709-2715	札幌市北区北8条西2丁目 1番1号 札幌第1合同庁舎9階	8:30 ~17:15

【職業安定部 職業対策課、各ハローワーク】

名称	電話番号	所在地	対応時間
職業対策課	011-709-2311	札幌市北区北8条西2丁目 1番1号 札幌第1合同庁舎3階	8:30 ~17:15
ハローワーク札幌	011-562-0101	札幌市中央区南10条西14丁目	8:30 ~17:15

ハローワーク札幌東	011-853-0101	札幌市豊平区 月寒東1条3丁目2-10	8:30 ~17:15
ハローワーク札幌北	011-743-8609	札幌市東区 北16条東4丁目3番1号	8:30 ~17:15
ハローワーク小樽	0134-32-8689	小樽市色内1-10-15	8:30 ~17:15
ハローワーク室蘭	0143-22-8689	室蘭市海岸町1-20-28	8:30 ~17:15
ハローワーク岩見沢	0126-22-3450	岩見沢市五条東15 岩見沢地方合同庁舎	8:30 ~17:15
ハローワーク浦河	0146-22-3036	浦河郡浦河町堺町東1-5-21	8:30 ~17:15
ハローワーク苫小牧	0144-32-5221	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	8:30 ~17:15
ハローワーク千歳	0123-24-2177	千歳市東雲町4丁目2-6	8:30 ~17:15

☆ 北海道労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

北海道

名称	電話番号	受付時間
労働相談 ホットライン	0120-81-6105 (フリーダイヤル)	【相談は平日夜間及び土曜日専用です】 月曜～金曜日 17:00～20:00 土曜日 13:00～16:00

※祝祭日、年末年始は受け付けていません。

★ 北海道 労働相談ホットラインホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/hotline.htm>

北海道労働委員会

名称	電話番号	所在地	業務時間
北海道労働委員会 事務局調整課 (個別対策グループ)	011-204-5667	札幌市中央区 北3条西7丁目 道庁別館10階	8:45~17:30

※土曜・日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。

★ 北海道 労働委員会ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/kobetu/kobetsu07.htm>

北海道社会保険労務士会

名称	電話番号	所在地	対応時間
総合労働相談所	011-520-1953	札幌市中央区 南4条西11丁目 サニー南4条ビル2階	【電話・面談相談】 月曜・水曜・金曜: 17:00~20:00 土曜:13:00~16:00
社労士会労働紛争 解決センター北海道	<あっせん申込> 011-520-1951	同上	9:00~17:00 (土・日・ 祝日・年末年始除く)

※祝祭日、年末年始は受け付けていません。

★ 北海道 社会保険労務士会ホームページアドレス

<http://www.hokkaido-sr.or.jp/>

札幌弁護士会

住 所 : 札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館7階
電 話 番 号 : 011-281-2428
ホームページアドレス : <http://www.satsuben.or.jp>

※ 開設日、受付時間等は各センターによって異なりますので、詳細はあらかじめご確認願います。

※ 相談料は無料ですが、事前予約・時間制限等がありますのであらかじめご確認願います。

※ 原則面談での相談ですが、「弁護士一言アドバイス（ハロー弁護士相談）」では電話で15分程度の無料法律相談等に応じています。

電話番号 : 011-281-8686

(月～金曜日 : 10:00～16:00)

【札幌弁護士会の法律相談センター】

名称	電話番号（予約等連絡先）	所在地
札幌法律相談センター	011-251-7730	札幌市中央区 北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階
新さっぽろ法律相談センター	011-896-8373	札幌市厚別区 厚別中央2条5丁目 サンピアザセンターモール3階
おたる法律相談センター	0134-23-8373	小樽市稲穂2丁目18-1 高雄ビル5階
中空知法律相談センター	0125-22-8373	滝川市大町1丁目4番13号 共栄ビル2階
南空知法律相談センター	0126-33-8373	岩見沢市有明町南1番地1 有明交流プラザ2階
むろらん法律相談センター	0143-47-8373	室蘭市中島町1丁目 24番11号 中島中央ビル4階
苫小牧法律相談センター	0144-35-8373	苫小牧市若草町3丁目2-7 大東若草ビル3階

しりべし弁護士相談センター	0135-62-8373	岩内郡岩内町字高台84番地の3
ひだか弁護士相談センター	0146-42-8373	日高郡新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【札幌弁護士会の紛争解決センター】

※ 紛争解決センターに調停申立てる前に、弁護士による法律相談を受けていただく必要があります。事案が当センターでの解決に適したものを判断するためです。紛争解決センターでの解決に適した案件である場合には、相談担当弁護士が紹介状を作成いたします。なお、弁護士による法律相談には特に制限を設けておりません。

法律相談センターでの相談を御希望の場合には、お近くの法律相談センターに電話で相談日を予約して下さい。

※ 費用について

- ・ 申立手数料…1万円（税別）
- ・ 成立手数料…原則として、下表の通り、解決額に応じて算出されます。また、算出された成立手数料に対して、別途消費税がかかります。

解決額	手数料
～100万円	8%
100万円～300万円	3万円+5%
300万円～3000万円	9万円+3%
3000万円～3億円	39万円+2%
3億円～	339万円+1%

名称	電話番号（お問合せ先）	所在地
札幌弁護士会紛争解決センター	011-251-7730	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

札幌司法書士会

住 所 : 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル6階
 電 話 番 号 : 011-281-3505
 ホームページアドレス : <http://www.sihosyosi.or.jp>

【札幌司法書士会の法律相談センター】

以下の各地区センターでの相談は面談での相談のみとなっています。(注1)

名称	電話番号(予約専用番号)	相談会場
札幌地区相談センター	011-272-9035	札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階
小樽地区相談センター	0134-62-6734	小樽市色内2丁目13番5号 小樽市民センター
岩見沢地区相談センター	0126-20-2575	岩見沢市有明町南1番地7号 岩見沢市イベントホール赤れんが
滝川地区相談センター	0125-23-7737	滝川市新町3丁目6番44号 たきかわ文化センター
苫小牧地区相談センター	0144-33-8885	苫小牧市旭町3丁目2番2号 苫小牧市民会館
室蘭地区相談センター	0143-46-8585	室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター
夕張地区相談センター	0123-56-5666	夕張市若菜8番地22 若菜ふれあいサロン他

※ 司法書士の業務範囲内のご相談を承ります。

※ 開設日、受付時間等は各センターによって異なりますので、詳細はあらかじめご確認願います。

※ 相談料は無料ですが、事前予約・時間制限等がありますのであらかじめご確認願います。

(注1)

◆ 札幌司法書士会では上記の法律相談センターにおける面談での相談のほか、下記により電話での相談も受け付けています。

<困りごと“ほっと”ライン>

電話 : 011-211-1585

月曜日～金曜日 13:00～16:00 (祝祭日、年末年始、お盆期間を除く)

<なののはな相談センター> 女性司法書士による女性のための法律相談窓口

電話：011-522-5625

月・水・金 12:00～15:00

火・木 16:00～19:00 (祝祭日、年末年始、お盆期間を除く)

【札幌司法書士会ADRセンター】

電話番号（受付専用番号）：011-272-0090

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始、お盆期間を除く)

札幌地方裁判所

住 所 : 札幌市中央区大通西 1 1 丁目

電 話 番 号 : 0 1 1 - 2 3 1 - 4 2 0 0

ホームページアドレス : <http://www.courts.go.jp>

※裁判所へのお問い合わせ、管轄等についての詳細はホームページでご確認願います。

※裁判所では、手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。

主な管轄地域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡（当別町、新篠津村）、浦河郡（浦河町）、様似郡（様似町）、幌泉郡（えりも町）、日高郡新ひだか町、沙流郡（日高町、平取町）、新冠郡（新冠町）、苫小牧市、勇払郡（厚真町、安平町、むかわ町）、室蘭市、登別市、白老郡（白老町）、伊達市、有珠郡（壮瞥町）、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町）、空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、樺戸郡（月形町、浦臼町、新十津川町）、夕張市、滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、小樽市、余市郡（仁木町、余市町、赤井川村）、古平郡（古平町）、積丹郡（積丹町）、岩内郡（共和町、岩内町）、磯谷郡（蘭越町）、古宇郡（泊村、神恵内村）、虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）

札幌地方裁判所管轄内の各簡易裁判所

名称	電話番号	住所	主な管轄地域
札幌簡易裁判所	0 1 1 - 2 2 1 - 7 2 8 1	札幌市中央区 大通西 1 2 丁目	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡（当別町、新篠津村）
岩見沢簡易裁判所	0 1 2 6 - 2 2 - 6 6 5 0	岩見沢市 4 条東 4 丁目	岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町）、空知郡の内南幌町、樺戸郡の内月形町

名称	電話番号	住所	主な管轄地域
滝川簡易裁判所	0125-23-2311	滝川市大町1-6-13	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、空知郡の内奈井江町・上砂川町、樺戸郡の内浦臼町・新十津川町
室蘭簡易裁判所	0143-44-6733	室蘭市日の出町1-18-29	室蘭市、登別市、白老郡（白老町）
苫小牧簡易裁判所	0144-32-3295	苫小牧市旭町2-7-12	苫小牧市、勇払郡の内厚真町・安平町・むかわ町
浦河簡易裁判所	0146-22-4165	浦河郡浦河町常盤町19番地	浦河郡（浦河町）、様似郡（様似町）、幌泉郡（えりも町）、日高郡新ひだか町の内旧三石郡三石町
小樽簡易裁判所	0134-22-9157	小樽市花園5-1-1	小樽市、余市郡（仁木町、余市町、赤井川村）、古平郡（古平町）、積丹郡（積丹町）
岩内簡易裁判所	0135-62-0138	岩内郡岩内町字高台192-1	岩内郡（共和町、岩内町）、磯谷郡（蘭越町）、古宇郡（泊村、神恵内村）、虻田郡の内ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町
夕張簡易裁判所	0123-52-2004	夕張市末広1-92-16	夕張市
伊達簡易裁判所	0142-23-3236	伊達市末永町47-10	伊達市、有珠郡（壮瞥町）、虻田郡の内豊浦町・洞爺湖町
静内簡易裁判所	0146-42-0120	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10	沙流郡（日高町、平取町）、新冠郡（新冠町）、日高郡新ひだか町の内旧静内郡静内町